

大阪市立自然史博物館大規模改修基本計画作成にかかる調査業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪市立自然史博物館大規模改修基本計画作成にかかる調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

大阪市立自然史博物館（以下、「自然史博物館」）は、昭和48年（1973）に建てられた本館・管理棟部分の設備の老朽化が激しく、また耐震対応も不十分な状態であり、来館者及び職員の安全性の確保についても懸念を抱いている。また、SDGsなど社会の課題に対する取り組みや、ソーシャル・インクルージョン活動などインクルーシブな博物館経営が求められる中、時代の変化に適応した今後の当館のあるべき姿を考え、さらには大阪市の都市魅力向上・発展に貢献出来る博物館を目指すためにも大規模改修を実施することとしている。

これまで、博物館整備に係る基本構想の作成を実施してきたところであり、今後、令和5年度末までに基本計画を作成するため、本業務は基本計画作成にかかる事前調査を実施するものである。

令和5年度には、令和4年度に実施する調査の結果や、今後の博物館のコンセプトや展示のあり方を踏まえ、改修内容（建替え含む）を精査し、設計条件を整理したうえで、今後実施予定の設計業務等を行ううえで基礎となる基本計画を作成する予定である。

自然史博物館のミッションを踏まえ、大阪市ミュージアムビジョンの実現を通じて大阪市の都市魅力向上・発展に貢献出来るサービスと施設要件を立案し、基本計画を作成するために、民間事業者のもつ経験及びノウハウを駆使した企画提案を広く募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「大阪市立自然史博物館大規模改修基本計画作成にかかる調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載の内容を必須とし、これを効果的かつ効率的に実現する具体的な提案をもって業務を行う。

なお、令和4年度の業務を確実かつ誠実に履行したと判断した場合、引き続き令和5年度発注予定の大規模改修基本計画作成業務委託については本業務委託受注者との随意契約を予定している。

(3) 契約上限額

金 15,000 千円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 履行場所

大阪市立自然史博物館

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則（以下「契約規則」という。）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」を参照のこと。

(4) 契約保証金

ア 契約保証金

契約規則第22条により納付。

ただし、契約規則第23条に該当する場合は免除することがある。

イ 保証人

不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

ウ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

エ 受注者は、前述のイ項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

オ 契約規則第15条第1項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

キ 再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 発注方式

単体企業による。

(7) 本契約は将来予定される大阪市立自然史博物館の基本設計・実施設計・施工管理への入札参加及び採否に影響しないものとする。

(8) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 プロポーザル参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

(4) 国税並びに市町村税の未納がないこと。

(5) これまでに博物館又はこれらに類似した施設において延床面積 5,000 m²以上の設計、施工、又は基本計画等の作成にかかる業務実績を有していること。

5 スケジュール

| | |
|----------------|---------------------------------|
| ・公募開始 | 令和 4 年 8 月 29 日（月） |
| ・参加申請関係書類の提出期限 | 令和 4 年 9 月 12 日（月）午後 5 時まで |
| ・参加資格審査結果通知 | 令和 4 年 9 月 16 日（金）（予定） |
| ・現場説明会・資料の閲覧 | 令和 4 年 9 月 22 日（木）（予定） |
| ・質問受付期限 | 令和 4 年 9 月 30 日（金）午後 5 時まで |
| ・質問に対する回答 | 令和 4 年 10 月 7 日（金）（予定） |
| ・企画提案書類の提出期限 | 令和 4 年 10 月 18 日（火）午後 5 時まで |
| ・面談審査の詳細連絡 | 令和 4 年 10 月 25 日（火）午後 5 時まで（予定） |
| ・面談審査 | 令和 4 年 11 月 1 日（火）（予定） |

- ・選定結果通知 令和4年11月8日(火)(予定)
- ・契約締結・業務開始 令和4年11月中下旬

6 参加手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和4年8月29日(月)から令和4年9月12日(月)午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2)

(ウ) 業務実績調書(様式3)

実績業務の契約書の写し及び仕様書等(本要項の「4プロポーザル参加資格要件等(5)」について確認できる資料の写しを添付すること)

(エ) 使用印鑑届(様式4)

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの: 原本】

(カ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)

(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの: 写し可】その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

(ク) 最新の事業年度の国税並びに市町村税の納税証明書の写し

※ 発行後3か月以内のものに限る。

※ 参考 納税証明書について

《国税の納税証明書》

取得方法については、国税庁ホームページおよび応募者の現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で確認すること。

・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)

・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の2」)

《市町村税の納税証明書》

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。

法人または個人(納税義務者)が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(ケ) 直近2か年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

※ (ク) 及び (ケ) は、会社設立1年未満である場合、課税売上が免税点以下であったために課税期間の納税義務が免除されている場合等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書(様式5)を提出すること。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所

大阪市立自然史博物館

オ 提出方法

上記の期日までに郵送（書留郵便等配達記録が残るもの）により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

カ 参加資格結果通知

令和4年9月16日（金）午後5時（予定）までにメールにより通知する。参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

(2) 現場説明会

ア 実施日時

令和4年9月22日（木）を予定

イ 実施場所

大阪市立自然史博物館

ウ その他

参加は任意とし、選考結果には影響を及ぼさないものとする。

なお、参加人数は、1者（社）2名以内とする。写真撮影は可とする。

※開始時刻等は、プロポーザル参加資格審査結果通知時にメールにて連絡する。

※十分な感染症対策を講じた上で実施するが、国、地方公共団体の自粛要請の状況等によっては、中止又は変更となる場合がある。

(3) 発注者側から提供する資料、貸与品等

ア 令和3年度実施の「大阪市立自然史博物館大規模改修にかかる基本構想策定支援及び技術的調査・検討業務委託」の報告書 【提供】

イ 館報 【提供】

ウ 現存する大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの現建物の施工時完成図書の図面一式 【閲覧のみ】

(4) 資料の閲覧

現存する大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの現建物の施工時完成図書の図面一式については、「現場説明会」の日に閲覧の場を設ける。閲覧に際して写真撮影は可とする。閲覧時は質問を一切受け付けない。

(5) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年9月23日（金）から令和4年9月30日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問書（様式6）」に記載し、大阪市立自然史博物館までメールにより提出すること。

※郵便、持参、電話、口頭による質問は認めない。

※締切以降の質問については受け付けない。

ウ 回答

参加者全者に対して、令和4年10月7日(金)午後5時(予定)までに、メールにより回答する。

(6) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書(様式7を表紙とする)

企画提案書は1者(社)1提案とする。また、提案者名など提案者が容易に特定できる情報は記載しない。

(ア) 用紙サイズはA4判(縦・横の向きは問わない)とし、30ページ以内(両面15枚以内)に収める。図・表・写真なども利用してよいが、主要な文字の大きさは11ポイント以上とする。また、表紙や目次は企画提案書の枚数に含まない。

(イ) 企画提案内容

令和4～5年度を含めた企画提案とすること。2カ年度合わせた提案を評価し、選定された事業者と令和5年度発注予定の大規模改修基本計画作成業務委託について随意契約する予定である。なお、令和5年度業務については、令和4年度業務の倍程度の工数投入を仮定とした規模感の範囲内で提案すること。

(提案内容1)

本事業(令和4～5年度)における業務の実施体制や手法、業務スケジュールの設定に関する具体的な提案

(提案内容2)

大阪市立自然史博物館では自然史博物館のミッションを踏まえた上で、大阪市ミュージアムビジョンの実現のために、将来の事業形態とそのための施設改善を検討している。博物館の本来価値を踏まえた上で、市民ニーズ及び社会状況に基づいて、その具体的な今後の在り方、さらには大阪市の都市魅力向上・発展に貢献出来る博物館像及び事業形態を描くためにどのような意見聴取と調査を行うかの提案

(提案内容3)

中長期に及ぶ大規模改修(建替え含む)では、博物館休館等の事業継続に関する課題や財政負担軽減の課題があるが、基本計画の作成段階で必要とされる建物調査(耐震診断、設備調査等)及び課題分析に関する提案

(提案内容4)

改修にあたっては施設整備費と維持管理費の削減が求められているが、民間活力導入(民間の資金とノウハウの活用)の可能性に関する調査計画及び手法の提案

イ 業務実績書(様式8)

本要項の「7 選定に関する事項 (1) 選定基準 1 技術点 (1) 実績」に関して確認が出来る内容を記載すること。

ウ 業務実施体制図(様式9)

本事業(令和4～5年度)に係る業務実施体制図を記載し提出すること。また、協力企業、再委託先がある場合はその事業者名、業務内容及び各担当の役

割についても記載すること。

エ 経費見積書（様式10）

提案に基づき令和4年度及び令和5年度の見積金額を別紙「経費見積書（様式10）」により提出する。ただし、令和4年度は、契約上限金額（金15,000千円 消費税含む）の範囲内とすること。見積書は、一式計上ではなく、「大阪市立自然史博物館大規模改修基本計画作成にかかる調査業務委託仕様書 4. 業務内容」に基づき、積算内訳とその根拠を明確に記載し、作成すること。なお、積算内訳には消費税は含むこととする。また、本要項2の（3）にある契約上限金額を超える経費見積書の提出があった場合は選定から除外する。

なお、令和5年度金額については審査の対象としない。

オ 提出期限

令和4年10月18日（火）午後5時まで（必着）

カ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本9部（エ その他を除く）

キ 提出場所

大阪市立自然史博物館

ク 提出方法

上記の期日までに郵送（書留郵便等配達記録が残るもの）により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。

なお、提出された書類は一切返却しない。

ケ 辞退

参加申請後であっても参加を辞退することができる。その場合は「辞退届（様式11）」を企画提案書の提出期限までに郵送にて提出すること。

なお、すでに受理した申請書等の書類一切は返却しない。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、提出書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

| 評価項目 | | 配点 | |
|------|--------|--|-----|
| 1 | 技術点 | 計90点 | |
| (1) | 実績 | これまで登録博物館施設又は博物館法第29条に定める博物館相当施設、文化ホール又は集会施設等の文化施設のうち、いずれかの施設の整備にかかる設計（基本計画・基本構想を含む）又はコンサルティング業務の実績やノウハウを有しているか。 | 10点 |
| (2) | プレゼンター | 主担当者が本業務を十分に理解し、確実に遂行で | 10点 |

| | | | |
|--------------------|--------|---|--------|
| | シヨン | きる能力を備えているか。 | |
| (3) 企 画 力 | 提案内容 1 | 業務の実施体制や手法、業務スケジュールの設定が具体的であり、実現性がある提案となっているか | 20 点 |
| | 提案内容 2 | 市民及び社会ニーズの的確な把握に向けた具体的な調査計画や、大阪市の都市魅力向上・発展に貢献出来る大阪市立自然史博物館像を描くための具体的な調査計画がなされているか | 30 点 |
| | 提案内容 3 | 博物館休館等の事業継続に関する課題や財政負担軽減の課題を解決するために必要な建物調査や課題分析の手法やプロセスについて具体的な提案がなされているか | 10 点 |
| | 提案内容 4 | 大阪市立自然史博物館に関する民間の資金とノウハウの活用（公民連携）の可能性に関する提案がなされているか | 10 点 |
| 2 価格点 | | | 計 10 点 |
| | 提案見積 | 企画提案書の内容に対して、妥当な経費が示されているか。 | 10 点 |
| 合計点 | | | 100 点 |

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、大阪市立自然史博物館大規模改修基本計画作成にかかる調査業務委託業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 面談審査（プレゼンテーション審査）

(ア) 開催日時 令和 4 年 11 月 1 日（火）

詳細については令和 4 年 10 月 25 日（火）午後 5 時までにメールにて連絡する。

ただし応募多数の場合、企画提案書等をもとに書類選考し、上位 3 者に面談審査を行う。

(イ) 開催場所 大阪市立自然史博物館

(ウ) 開催にあたっての注意点

- ・面談の当日に、資料等を追加で配布することは不可。
- ・プレゼンテーションに使用できるプロジェクター及びスクリーンを発注者が用意する。
- ・面談の説明者は、1 者（社）3 名以内とする。
- ・面談の際の説明時間は、1 者（社）あたり 15 分程度（質疑応答除く）とする。
- ・面談審査を欠席した場合は、選定から除外する。

- ・企画提案書類について、提出期限までに必要部数を大阪市立自然史博物館まで提出しなかった場合は、選定から除外する。

(3) 内容・方法

- ア 審査の結果、合計点が最も高い参加者が2者以上（同点）の場合
 - (ア) 技術点、価格点が異なる場合
技術点が高い提案者を受注予定者とする。
 - (イ) 技術点、価格点が同じ場合
経費見積額の価格が低い提案者を受注予定者とする。
経費見積額が同一の場合は、別途日を定めてくじ引きにより受注予定者を決める。
- イ 提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい参加者が存在しないと判断する場合は、受注予定者を選定しない場合がある。
- ウ 選定された業務委託予定者とは、企画提案書類を踏まえた仕様書により契約を締結する。
- エ 当該受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて評価点合計が次順位以下となった提案者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

(4) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 公募開始から受注者選定終了までの期間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示する等、談合につながる行為をすること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
 - カ 参加資格を有しない者が提案を行うこと
 - キ 同一参加者が複数の提案を行うこと
 - ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 選定結果の通知及び公表

令和4年11月8日（火）（予定）に全ての参加者に選定結果を通知し、また、大阪市博物館機構のホームページ及び大阪市立自然史博物館ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、プロポーザルに参加する参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、大阪市博物館機構情報公開要綱に基づき、非公開情報

(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 提出された資料は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先・問い合わせ先

担 当：地方独立行政法人 大阪市博物館機構 大阪市立自然史博物館 総務課

住 所：〒546-0034 大阪市東住吉区长居公園 1-23

電 話：06-6697-6221

F A X：06-6697-6225

Eメール：soumu@mus-nh.city.osaka.jp